

## DVD「看護への道」貸出要領

## (趣旨)

- 1 この要領は、公益社団法人大阪府看護協会が製作したDVD「看護への道」の貸出しについて定める。

## (貸出要件)

- 2 次の各号の何れかに該当する場合は、貸出しを行なう。
  - (1) 会員施設が実施する看護をPRするための事業
  - (2) その他必要と認める事業
- 3 2に該当する場合でも次の各号の何れかに該当する場合は、貸出しをしない。
  - (1) DVDの管理上不適当と認められる場合
  - (2) 所有権もしくは著作権を侵害するか、またはそれに関して紛争を生じるおそれがあると認められる場合
  - (3) 営利を目的とする事業
  - (4) その他適当でないとする事業

## (貸出し及び返却)

- 4 貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする日までに借用申込書(別紙1)を大阪府看護協会に提出しなければならない。(FAX可)
- 5 製作枚数の制約上、多数の施設から申込が重なった場合は、貸出しを行なえないことがある。(申込順で決定する。)
- 6 貸出期間は使用日を含めて前後1週間以内とする。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りではない。  
貸出しを受けた者は、申込書に記載した返却日までに必ず返却しなければならない。
- 7 借用目的以外への使用、第三者への転貸及び複製をしてはならない。
- 8 PCでの再生はデータ破損の原因となる恐れがあるので、必ずDVDプレーヤーを使用すること。
- 9 貸出要領に違反する申込及び使用が確認された場合は、ただちに貸出しを中止するものとし、以後その施設への貸出しは行なわない。

## (借用者の義務)

- 10 返却にあたり、貸出しを受けた者は、借用したDVDを現状に復するとともに、看護協会の点検を受けるものとする。
- 11 貸出しを受けた者が、貸出し期間中に、DVDの盗難、棄損、紛失等の損害が生じた場合は、速やかに大阪府看護協会に報告し、その指示に従うものとする。

## (借用料)

- 12 借用料は無料とする。  
ただし、郵送を希望する場合、その経費(実費)は借用者が負担、切手で支払うものとし、返却時にDVDと共に同封する。

## (その他)

- 13 この要領の改廃は会長が行い、その他必要な事項は管理部総務担当部長がその都度定める。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。